

(別紙1)

「認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和4年5月20日付け国住政第20号・国住生第76号・国住指第128号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 建築士等の証明手続について (1) (略)</p> <p>(2) 証明の方法 証明を行う建築士等は、必要に応じて<u>現地調査</u>その他適切な方法による<u>確認</u>を行うこととする(ただし、(1)③(認定長期優良住宅建築等計画に基づく新築又は増改築後に使用されたことのある家屋にあっては、③若しくは⑤)若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。)</p> <p>4.・5. (略)</p>	<p>認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 建築士等の証明手続について (1) (略)</p> <p>(2) 証明の方法 証明を行う建築士等は、必要に応じて<u>現地調査</u>を行うこととする(ただし、(1)③(認定長期優良住宅建築等計画に基づく新築又は増改築後に使用されたことのある家屋にあっては、③若しくは⑤)若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。)</p> <p>4.・5. (略)</p>